



金 沢 市 公 報

号外第 18 号の 3

令和 8 年(2026年) 6 月30日

〒920-8577

金沢市広坂 1 丁目 1 番 1 号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
●訓令甲	
○行政組織の見直しに伴う関係訓令の整理に関する規程 (総 務 課)	1
○金沢市副市長事務分担規程の一部改正について (人 事 課)	1
●告 示	
○金沢市財団等連絡会議設置要綱の一部改正について (総 務 課)	2
○金沢市木のある暮らしづくり奨励金交付要綱の一部改正について (森林再生課)	2
○金沢市福祉タクシー利用料金助成事業要綱の一部改正について (障害福祉課)	2
○妊娠婦及び 3 歳未満児健康診査実施要綱の一部改正について (福祉健康センター総務課)	2
○金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱の一部改正について (建築指導課)	2
○金沢市物価高対応子育て応援手当の支給に関する要綱の廃止について (子育て支援課)	5

●教育委員会規則	
○金沢市教育委員会事務決裁規則及び金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則 (教育総務課)	5
●教育委員会訓令甲	
○金沢市教育機関等技能労務職員服務規程及び教育委員会事務局の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する規程 (")	7
●監査委員告示	
○金沢市監査委員会議規程の一部改正について (監査事務局)	7
●公営企業管理規程	
○金沢市企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (企業総務課)	8
●病院事業管理規程	
○金沢市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (市立病院事務局)	8

訓 令 甲

●金沢市訓令甲第 3 号

庁 中 一 般

行政組織の見直しに伴う関係訓令の整理に関する規程を次のように定める。

令和 8 年 6 月30日

金沢市長 村 山 卓

行政組織の見直しに伴う関係訓令の整理に関する規程

(金沢市行政事務改善会議規程の一部改正)

第 1 条 金沢市行政事務改善会議規程(昭和35年訓令甲第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条中「総務局総務課」を「総務局市長室行政経営課」に改める。

(金沢市政策調整会議等に関する規程の一部改正)

第 2 条 金沢市政策調整会議等に関する規程(平成22年訓令甲第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「都市政策局企画調整課」を「総務局市長室行政経営課」に改める。

別表中「総務局長」を「総務局長 市長室長」に、「会計管理者」を「会計管理者 教育委員会事務局長」に改める。

附 則

この訓令は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

●金沢市訓令甲第 4 号

庁 中 一 般

金沢市副市長事務分担規程（平成8年訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

令和8年6月30日

金沢市長 村 山 卓

第2条第2号中コをサとし、ケの次に次のように加える。

コ 市立病院に関する事務

第2条第3号中クを削り、ケをクとする。

附 則

この訓令は、令和8年7月1日から施行する。

告 示

●金沢市告示第177号

金沢市財団等連絡会議設置要綱（平成22年告示第226号）の一部を次のように改正する。

令和8年6月30日

金沢市長 村 山 卓

第7条中「総務局総務課」を「総務局市長室行政経営課」に改める。

別表第2中「総務課長 人事課長」を「行政経営課長 人事課長」に改める。

附 則

この告示は、令和8年7月1日から施行する。

●金沢市告示第178号

金沢市木のある暮らしづくり奨励金交付要綱（令和3年告示第82号）の一部を次のように改正する。

令和8年6月30日

金沢市長 村 山 卓

第4条第1項中「2,800円」を「3,800円」に、「250,000円」を「340,000円」に改める。

附 則

改正後の第4条第1項の規定は、令和8年4月1日以後に行った金沢市木のある暮らしづくり奨励金交付要綱第5条第1項の規定による認定の申請（以下「認定の申請」という。）に係る奨励金について適用し、同日前に行った認定の申請に係る奨励金については、なお従前の例による。

●金沢市告示第179号

金沢市福祉タクシー利用料金助成事業要綱（昭和54年告示第34号）の一部を次のように改正する。

令和8年6月30日

金沢市長 村 山 卓

第3条第3項中「第5条の4の2第5項」を「第5条の4第5項」に改める。

●金沢市告示第180号

妊産婦及び3歳未満児健康診査実施要綱（昭和48年告示第22号）の一部を次のように改正する。

令和8年6月30日

金沢市長 村 山 卓

第4条第1項第2号中「出産後」の次に「2週間頃及び」を加える。

附 則

この告示は、令和8年7月1日から施行し、同日以後に出産する者について適用する。

●金沢市告示第181号

金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱（平成16年告示第61号）の一部を次のように改正する。

令和8年6月30日

金沢市長 村 山 卓

第 2 条第 4 号中「石川県地域防災計画」の次に「(以下「県地域防災計画」という。)」を加え、同条第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(5)の 2 特定建築物 次のいずれにも該当する建築物をいう。

ア 都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令（平成14年政令第257号）第 1 条の表に規定する金沢駅東地域の区域内にあること。

イ 県地域防災計画に記載された第 1 次緊急輸送道路（法第 6 条第 3 項第 1 号又は第 2 号の規定により金沢市建築物耐震改修促進計画に記載された道路に限る。）に接する敷地にあること。

附則第 2 項中「令和 9 年 3 月31日」を「令和13年 3 月31日」に改め、附則に次の 1 項を加える。

- 3 令和 8 年告示第181号（金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱の一部改正について）の告示の日から令和13年 3 月31日までの間において、非木造既存建築物の耐震診断のうち、一戸建ての住宅に係るものに要する費用に対する補助金の交付の申請を行い、当該申請に係る補助金の交付の決定を受け、かつ、当該耐震診断に着手する者に係る別表の規定の適用については、同表非木造既存建築物の項中「耐震診断に要する費用の 4 分の 3」とあるのは「耐震診断に要する費用の 5 分の 4」と、「230,000円」とあるのは「240,000円」と、「3 分の 2 に相当する額以内の額とし、その額は、200,000円」とあるのは「4 分の 3 に相当する額以内の額とし、その額は、230,000円」とする。

別表木造既存建築物の項中「額）」を「額」に改め、同表中

非木造既存 建築物	耐震診断	一戸建ての住宅 に係るもの	耐震診断に要する費用の 3 分の 2 に相当する額以内の額とし、 その額は、200,000円を超えないものとする。	を
--------------	------	------------------	--	---

非木造既存 建築物	耐震診断	一戸建ての住宅 に係るもの（特 定住宅に係るも のに限る。）	耐震診断に要する費用の全額とする。	に、
		一戸建ての住宅 に係るもの（高 齢者等住宅に係 るものに限る。）	耐震診断に要する費用の 4 分の 3 に相当する額以内の額とし、 その額は、230,000円を超えないものとする。	
		一戸建ての住宅 に係るもの（特 定住宅又は高齢 者等住宅に係る ものを除く。）	耐震診断に要する費用の 3 分の 2 に相当する額以内の額とし、 その額は、200,000円を超えないものとする。	

	耐震診断	一戸建ての住宅 に係るもの	耐震設計に要する費用の 3 分の 2 に相当する額以内の額とし、 その額は、100,000円を超えないものとする。	を
--	------	------------------	--	---

	耐震診断	一戸建ての住宅 に係るもの（特 定住宅に係るも のに限る。）	耐震設計（必要最小限度の部分改修に限る。）に要する費用の 全額とする。	に、
--	------	---	--	----

耐震改修工事	上記以外の建築物に係るもの	耐震設計に要する費用の 3 分の 1 に相当する額以内の額とし、その額は、500,000円を超えないものとする。	を
	一戸建ての住宅に係るもの	耐震改修工事に要する費用の 3 分の 2 に相当する額以内の額とし、その額は、1,700,000円を超えないものとする。	

耐震改修工事	上記以外の建築物に係るもの（一戸建ての住宅に係るもの（特定住宅に係るものを除く。）を除く。）	耐震設計に要する費用の 3 分の 1 に相当する額以内の額とし、その額は、500,000円を超えないものとする。	に
	一戸建ての住宅に係るもの（特定住宅に係るものに限る。）	耐震改修工事（必要最小限度の部分改修に限る。）に要する費用の全額とする。	
	一戸建ての住宅に係るもの（特定住宅に係るものを除く。）	耐震改修工事に要する費用の額以内の額とし、その額は、2,800,000円を超えないものとする。	

改め、同表緊急輸送道路沿道建築物の項を次のように改める。

緊急輸送道路沿道建築物	耐震診断	特定建築物に係るもの	耐震診断に要する費用の 6 分の 5 に相当する額以内の額とし、その額は、10,000,000円を超えないものとする。
		上記以外の建築物に係るもの	耐震診断に要する費用の 3 分の 2 に相当する額以内の額とし、その額は、4,000,000円を超えないものとする。
	耐震設計	特定建築物に係るもの	耐震設計に要する費用の 6 分の 5 に相当する額以内の額とし、その額は、7,500,000円を超えないものとする。
		上記以外の建築物に係るもの	耐震設計に要する費用の 3 分の 2 に相当する額以内の額とし、その額は、3,000,000円を超えないものとする。
	耐震改修工事	特定建築物に係るもの	耐震改修工事に要する費用の 3 分の 2 に相当する額以内の額とし、その額は、200,000,000円を超えないものとする。
		上記以外の建築物に係るもの	耐震改修工事に要する費用の 3 分の 2 に相当する額以内の額とし、その額は、100,000,000円を超えないものとする。

別表中

要緊急安全確認大規模建築物	耐震設計	第 2 条第 4 号アに該当する建築物に係るもの	耐震設計に要する費用の 6 分の 5 に相当する額（当該耐震設計に要する費用が1,500,000円を超える場合には、当該耐震設計に要する費用の 3 分の 1 に相当する額に750,000円を加えた額）	を
---------------	------	--------------------------	--	---

要緊急安全 確認大規模 建築物	耐震設計	第 2 条第 4 号ア に 該 当 す る 建 築 物 に 係 る も の (特定建築物 に 係 る も の に 限 る。)	耐震設計に要する費用の 6 分の 5 に相当する額 (当該耐震設計 に 要 す る 費 用 が 9, 000, 000 円 を 超 え る 場 合 に は、 当 該 耐 震 設 計 に 要 す る 費 用 の 3 分 の 1 に 相 当 す る 額 に 4, 500, 000 円 を 加 え た 額)	に
		第 2 条第 4 号ア に 該 当 す る 建 築 物 に 係 る も の (特定建築物 に 係 る も の を 除 く。)	耐震設計に要する費用の 6 分の 5 に相当する額 (当該耐震設計 に 要 す る 費 用 が 4, 500, 000 円 を 超 え る 場 合 に は、 当 該 耐 震 設 計 に 要 す る 費 用 の 3 分 の 1 に 相 当 す る 額 に 2, 250, 000 円 を 加 え た 額)	

改める。

附 則

- 改正後の金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱 (以下「新要綱」という。)の規定は、この告示の施行の日以後に新要綱第 8 条第 1 項の規定による申請をする者について適用し、同日前に改正前の金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱 (以下「旧要綱」という。)第 8 条第 1 項の規定による申請をした者については、なお従前の例による。
- 旧要綱の規定により耐震設計に係る補助金の交付を受けた非木造既存建築物 (一戸建ての住宅 (特定住宅を除く。)に限る。)に対する新要綱の規定による耐震改修工事に係る補助金の交付については、新要綱別表の規定中「額以内の額とし、その額は、2, 800, 000 円」とあるのは、「3 分の 2 に相当する額以内の額とし、その額は、1, 700, 000 円」と読み替えて同表の規定を適用する。

●金沢市告示第182号

金沢市物価高対応子育て応援手当の支給に関する要綱 (令和 7 年告示第320号) は、廃止する。

令和 8 年 6 月30日

金沢市長 村 山 卓

附 則

- この告示は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。
- 令和 8 年 7 月 1 日前に廃止前の金沢市物価高対応子育て応援手当の支給に関する要綱 (以下「廃止前の要綱」という。)第 8 条第 1 項の規定による申請がなされた者については、廃止前の要綱の規定は、なおその効力を有する。

教 育 委 員 会 規 則

金沢市教育委員会事務決裁規則及び金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月30日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

●金沢市教育委員会規則第 4 号

金沢市教育委員会事務決裁規則及び金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則 (金沢市教育委員会事務決裁規則の一部改正)

第 1 条 金沢市教育委員会事務決裁規則 (昭和60年教育委員会規則第 8 号) の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

	14 小学校及び中学校の施設及び設備の目的外使用の許可等			○			を
	15 児童及び生徒の入学及び転学に関するこ と。			○			
	16 児童及び生徒の就学の指定及び区域外就学 に関するこ			○			

教育施設課	14 児童及び生徒の入学及び転学に関するこ と。			○			に
	15 児童及び生徒の就学の指定及び区域外就学 に関するこ			○			
	1 小学校及び中学校の施設及び設備の目的外 使用の許可等			○			

改める。

(金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部改正)

第 2 条 金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則（平成23年教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表中

	教育施設等整備室	施設管理係 学校事務係 学校給食係	を

	教育施設課	学校事務係 学校給食係 施設管理係 施設整備係	に

改める。

第 4 条第 1 項の表中

施設管理係	12 事務局の所管事務で他課及び他係に属しない事項	を
	1 教育財産の総括管理に関する事項	
	2 義務教育施設の管理に関する事項	
	3 通学路の整備に関する事項	
	4 学校の環境衛生管理に関する事項	

	12 事務局の所管事務で他課及び他係に属しない事項	に、
--	---------------------------	----

教育施設等整備室	1 義務教育施設の建設に関する事項	を
	2 義務教育施設の設置、変更及び廃止に関する事項	
	3 学校給食の施設整備に関する事項	
	4 義務教育施設と連携する施設の整備に関する事項	

教育施設課	施設管理係	1 教育財産の総括管理に関する事項 2 義務教育施設の管理に関する事項 3 通学路の整備に関する事項 4 学校の環境衛生管理に関する事項 5 他係に属しない事項	に
	施設整備係	1 義務教育施設の建設に関する事項 2 義務教育施設の設置、変更及び廃止に関する事項 3 学校給食の施設整備に関する事項 4 義務教育施設と連携する施設の整備に関する事項	

改める。

附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。

教 育 委 員 会 訓 令 甲

●金沢市教育委員会訓令第2号

教 育 委 員 会

金沢市教育機関等技能労務職員服務規程及び教育委員会事務局の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年6月30日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

金沢市教育機関等技能労務職員服務規程及び教育委員会事務局の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する規程

(金沢市教育機関等技能労務職員服務規程の一部改正)

第1条 金沢市教育機関等技能労務職員服務規程(昭和48年教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「教育総務課」を「教育施設課」に改める。

(教育委員会事務局の職員の勤務時間に関する規程の一部改正)

第2条 教育委員会事務局の職員の勤務時間に関する規程(昭和48年教育委員会訓令第4号)の一部を次のように改正する。

別表中「教育総務課に」を「教育施設課に」に、「教育総務課長が」を「教育施設課長が」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年7月1日から施行する。

監 査 委 員 告 示

●金沢市監査委員告示第2号

金沢市監査委員会議規程(昭和61年監査委員告示第1号)の一部を次のように改正する。

令和8年6月30日

金沢市監査委員	加	藤	弘	行
金沢市監査委員	中	村	哲	郎
金沢市監査委員	横	越		徹
金沢市監査委員	森		一	敏

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

第4条 会議は、公開しない。ただし、監査委員の協議により認める場合は、この限りでない。

公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 8 年 6 月30日

金沢市公営企業管理者 松 田 滋 人

●金沢市公営企業管理規程第 7 号

金沢市企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

金沢市企業局職員の給与に関する規程（昭和52年公営企業管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 災害応急作業等手当の項中「710円」を「950円」に、「1,080円」を「1,440円」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の金沢市企業局職員の給与に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の金沢市企業局職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された災害応急作業等手当は、改正後の規程の規定による災害応急作業等手当の内払とみなす。

病 院 事 業 管 理 規 程

金沢市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 8 年 6 月30日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

●金沢市病院事業管理規程第 5 号

金沢市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

金沢市立病院職員の給与に関する規程（平成25年病院事業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 災害応急作業等手当の項中「1,080円」を「1,440円」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の金沢市立病院職員の給与に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の金沢市立病院職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された災害応急作業等手当は、改正後の規程の規定による災害応急作業等手当の内払とみなす。

令和 8 年(2026年) 6 月30日 発行

発行人

発行所

編 集 石川県金沢市玉鉾 4 丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄